

(政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会)

公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第二四号) (衆議院提出) 要旨

本法律案は、船員の投票の機会を拡充するため、洋上投票の対象を広げるとともに、選挙において候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、要約筆者に対する報酬支払を解禁しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、洋上投票の対象の拡充

1 現行制度下で洋上投票をすることができる指定船舶以外の船舶であって指定船舶に準ずるものとして総務省令で定めるものに乗って本邦以外の区域を航海する船員について、現行の洋上投票の対象とする。

2 指定船舶において投票をすることができないものとして政令で定める船員又は1の船舶において投票をすることができないものとして政令で定める船員について、その現在する場所において、洋上投票を行うことができるものとする。

二、要約筆者に対する報酬支払の解禁

選挙運動に従事する者のうち、専らウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために口述を要約して文書図画に表示することのために使用する者について、一定の報酬を支給することができるものとする。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、二については、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。